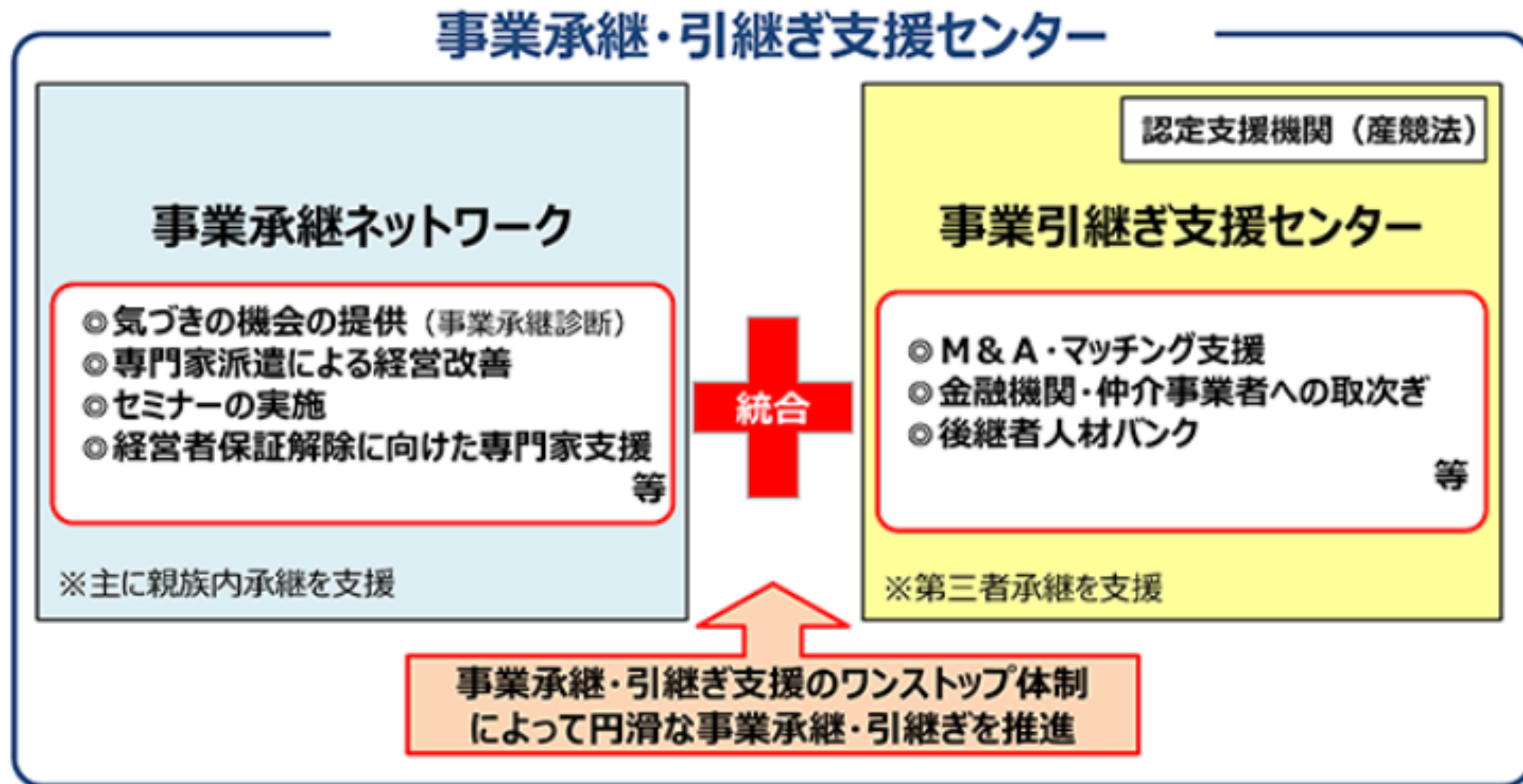


親族への事業承継のポイント

2025年8月27日
福井県事業承継・引継ぎ支援センター
佐々木 孝美

事業承継・引継ぎ支援センター



【事業承継支援の内容】

- ①後継者不在企業に対して、登録機関等を活用してマッチングの支援を行います。
- ②親族内承継企業に対して、承継手続の相談や外部専門家を活用した事業承継計画作成支援を行います。

事業承継には **check! 3つ** しかありません

あなたの会社は大丈夫ですか？

事業を次の世代へ引継ぐには、早めの対策が必要です。

1
もっとも信頼がある親族へ
会社の未来を託したい
親族内承継

現経営者の子息子女や甥、
娘婿などへの承継

2
信頼のできる従業員などに
会社の将来を任せたい
**親族外承継
(従業員等)**

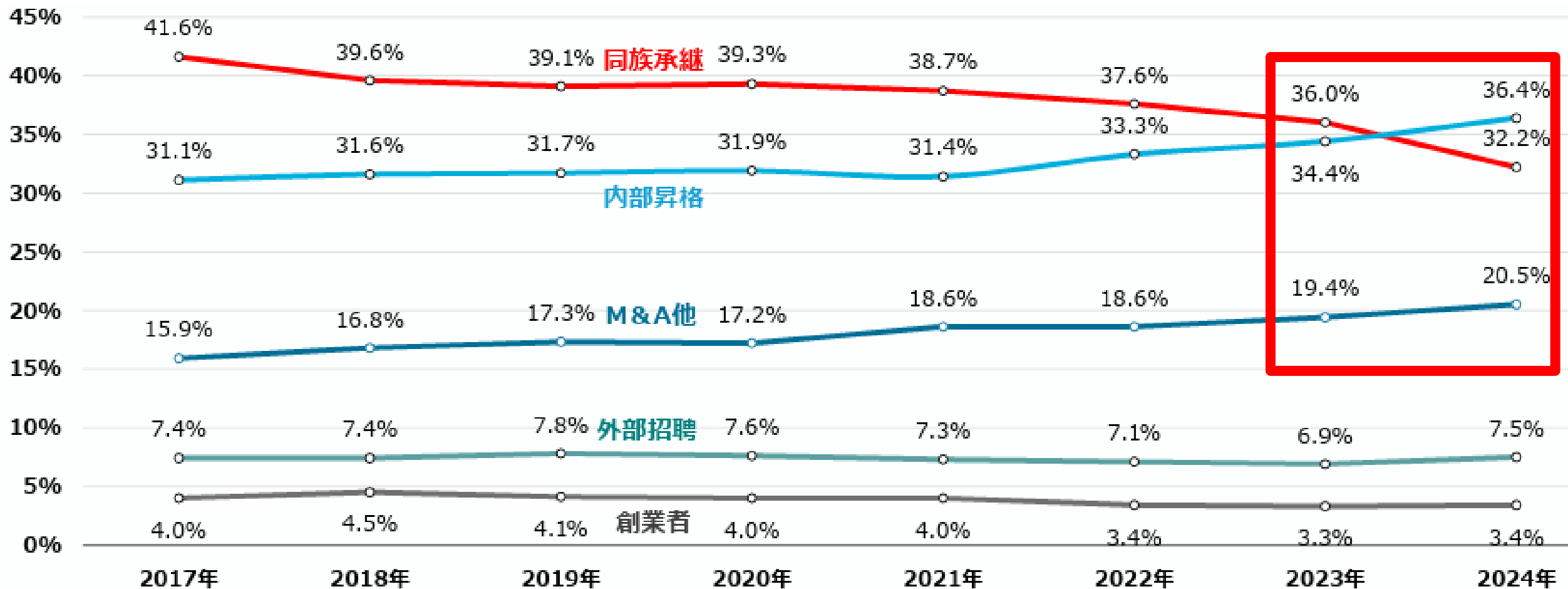
役員、優秀な
若手従業員などへの承継

3
会社の将来を考えた M&A は
安心と信頼から成功させたい
**親族外承継
(第三者)**

身近に後継者候補がいない
場合に行う第三者への承継

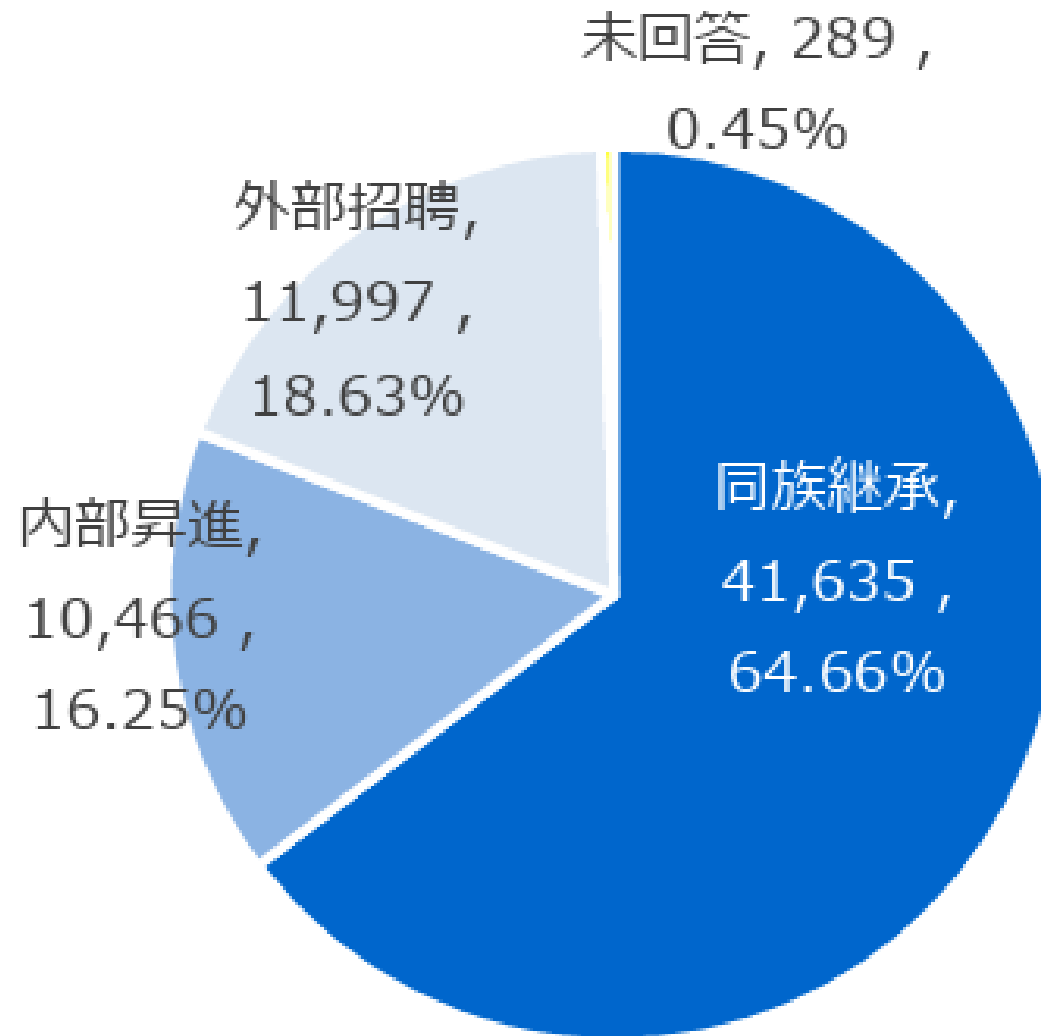
相談無料／秘密厳守／完全個別対応
公的機関の相談窓口だから安心

事業承継をした経営者の就任経緯



出典：帝国データバンク「後継者不在率動向調査」各年版を基に作成

後継者有り企業の承継方法



出典：東京商工リサーチ 2024年「後継者不在率」調査

親族承継メリット・デメリット

〈メリット〉

- 一般的に社内外の関係者から心情的に受け入れられやすい。
- 一般的に後継者を早期に決定し、長期の準備期間を確保できる。
- 他の方法と比べて、所有と経営の分離を回避できる可能性が高い。

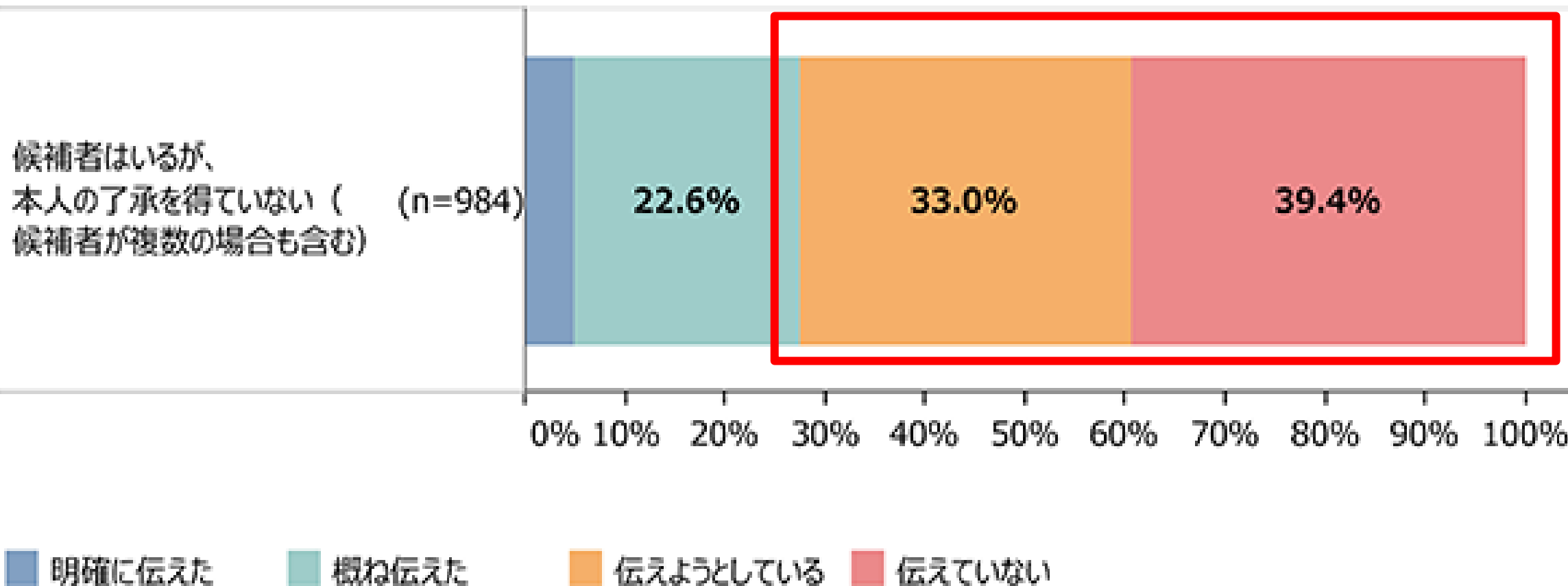
〈デメリット〉

- 親族内に、経営能力と意欲がある者がいるとは限らない。
- 相続人が複数いる場合、後継者の決定・経営権の集中が困難。

〈留意点〉

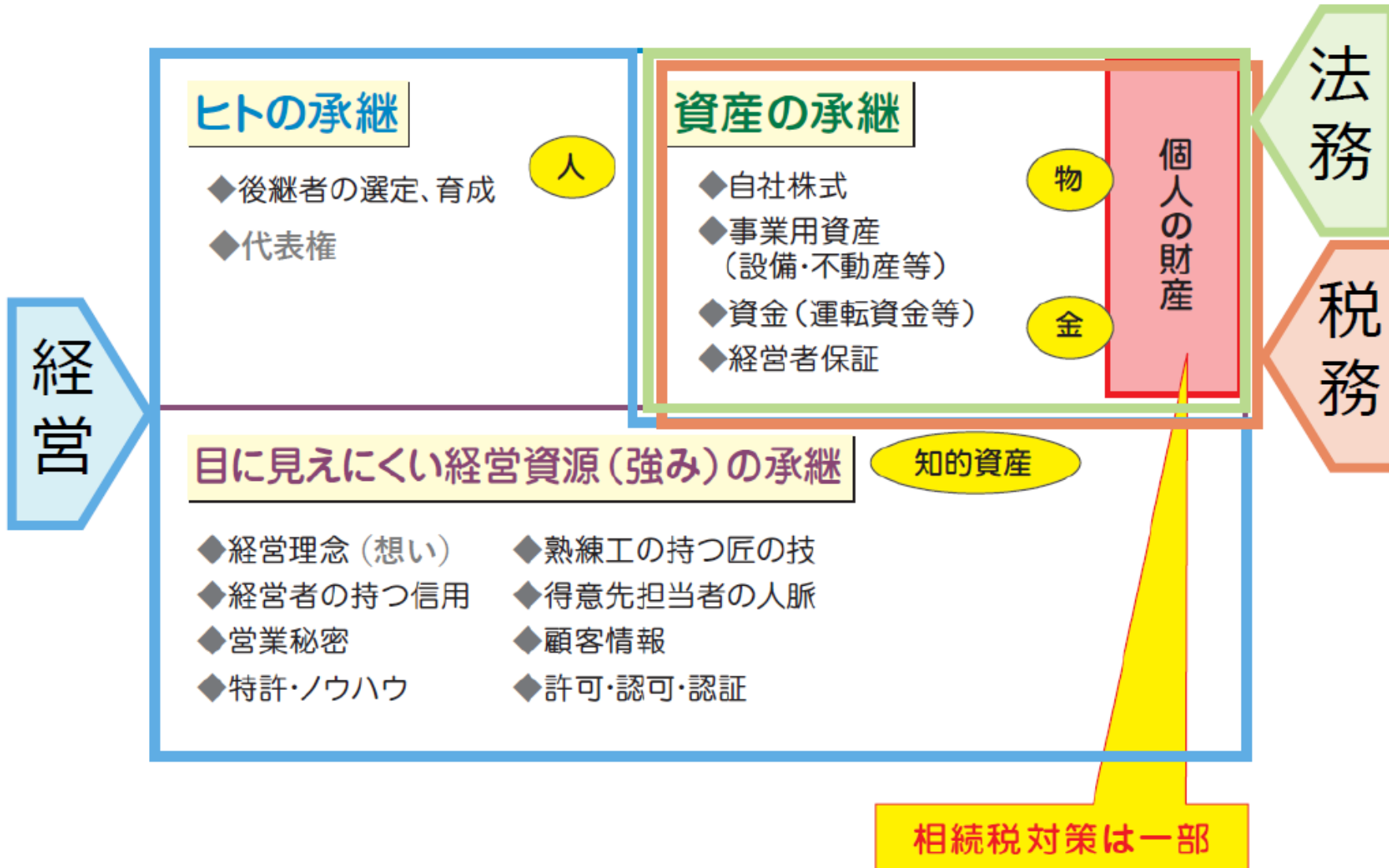
- 後継者が学校卒業後に他社に就職し、一定のポジションに就いている等の場合を含め、家業であっても、早めにアナウンスをして本人の了解を明示的にとりつける取り組みが必要です。

後継者に対する引継ぎ意思の伝達状況



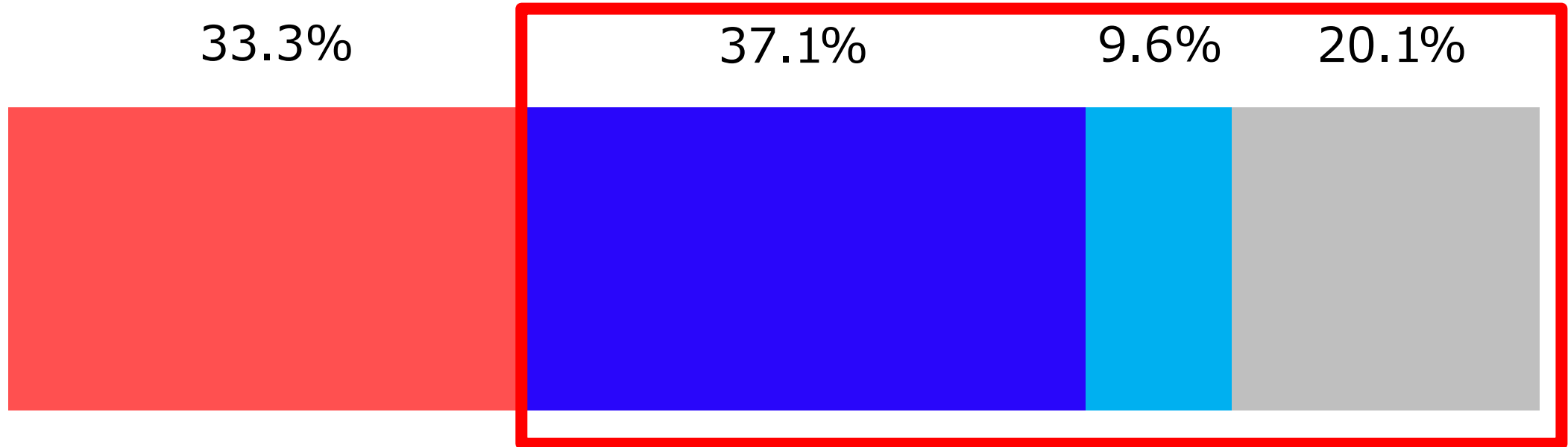
(株)東京商工リサーチ「中小企業が直面する経営課題に関するアンケート調査」

事業承継の構成要素



出典：中小企業経営者のための事業承継対策P10

経営理念・ビジョンを継承した方法



- 事業の継承にあたり、創業者・歴代経営者から教育や指導を受けて学んだ
- 教育や指導はなかったが、創業者・歴代経営者の姿を見て学んだ
- 自社ホームページや社内のパネルなどを通じて理解した
- 特になし

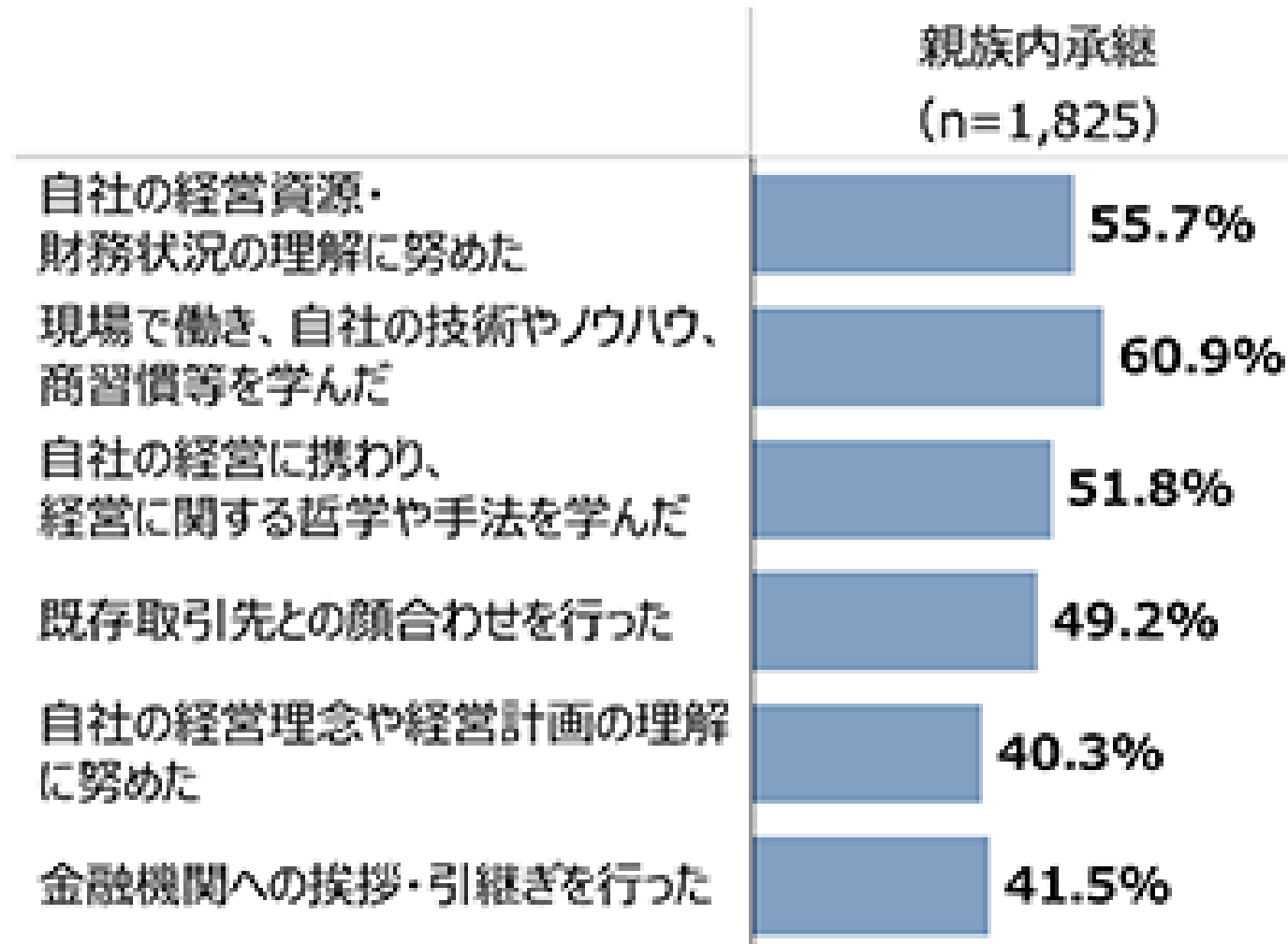
出典：東京商工リサーチ「中小企業の経営理念・経営戦略に関するアンケート」

経営理念（思い）の承継

第2-2-63図 後継者候補と現経営者の間での、事業承継に関する会話の頻度



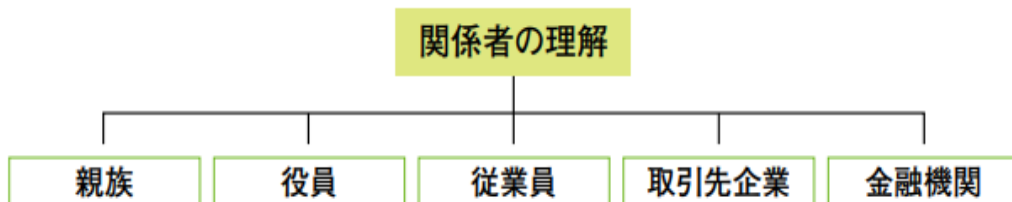
後継者の準備期間中の取り組み



出典: 2023年中小企業白書

1 関係者の理解

- ◆後継者候補が複数いる場合は、意思疎通を図り、なるべく早期に後継者を決定しましょう。後継者候補へのアナウンスと本人の明示的な了解を確認することが大切です。
- ◆社内や取引先・金融機関に対して、事業承継計画を公表するなどの事前説明を行っておくことが重要です。
- ◆後継者の会社経営を支える将来の役員や幹部の構成を視野に入れて、役員・従業員の世代交代を準備します。



2 後継者教育

経営に必要な能力・知識を習得するために、社内・社外での教育を実施します。
例えば、以下のようなものです。

①社内での教育

- ◆現経営者と後継者との事業についての対話（17ページ③参照）
- ◆自社の各部門のローテーション
- ◆責任ある地位に就けて権限を委譲

②社外での教育

- ◆他社勤務や子会社経営を通じて、幅広い人脈の形成や経営手法を習得
- ◆中小企業大学校で実施している経営後継者研修や中小企業支援団体が実施するセミナーへの参加

3 「会社の魅力」の磨き上げ (11ページ参照)

会社の強み・弱みを**現経営者と後継者が一緒に考える**ことが大切です。

- ◆現経営者は、自社株式・事業用資産といった目に見える資産だけでなく、経営理念、ノウハウ、顧客とのネットワークといった目に見えにくい経営資源（知的資産）を後継者に伝えることが重要です。
- ◆会社の実態を把握するために、現経営者と後継者が一緒に「事業価値を高める経営レポート」（11ページ下段参照）の枠組みに沿って考え、自社の沿革や知的資産、将来に向けた事業のあり方をまとめる取り組みが会社の磨き上げにつながります。

4 株式・財産の分配

株式・財産の分配においては、①後継者への自社株式、事業用資産の集中、②後継者以外の相続人への配慮、という2つの観点からの検討が必要です。

①後継者への自社株式、事業用資産の集中

- ◆後継者が安定的に経営をしていくためには、後継者に自社株式や事業用資産を集中的に承継させることが必要です（株主総会で重要事項を決議するために必要な2/3以上の議決権の確保が目安）。
- ◆自社株式や事業用資産は経営者の相続財産に占める割合が高く、後継者に集中的に承継させると、後継者や会社は、自社株式や事業用資産の買い取りや相続税の納付のため、多額の資金が必要になるケースがあります。専門家と相談して対策を検討しましょう。

②後継者以外の相続人への配慮

- ◆生前贈与や遺言を用いる場合でも、後継者以外の相続人の遺留分による制限があります。

5 後継者への生前贈与

自社株式等の生前贈与は、権利の移転が現経営者の生前に実現するので、後継者の地位が安定する点で有効ですが、以下の点で注意が必要です。

①遺留分等民法上の問題

◆生前贈与で分け与えた財産については、相続発生の際、後継者以外の相続人の遺留分による制約を受けるため、財産分配方針を決定した上で計画的に行うことが必要です。

◆令和元年7月1日より、遺留分を侵害された者は、遺贈や贈与を受けた者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の請求ができるようになります。また、請求を受けた者が金銭を直ちに準備することができない場合、裁判所に支払期限の猶予を求めることができます。

※自社株式等の生前贈与をするときは、経営承継円滑化法「民法の特例」の活用も検討しましょう。

②贈与税の課税制度の検討

◆贈与税には2つの課税制度（暦年課税制度・相続時精算課税制度）があります（令和5年度税制改正は49ページ参照）。どの制度を採用するにせよ、現経営者の生前に計画的に事業承継に取り組むことが、円滑な事業承継のために重要です。

暦年課税制度：暦年毎にその年中に贈与された価額の合計に対して贈与税を課税。110万円の基礎控除があるが、税率は10%～55%の累進税率。

相続時精算課税制度：60歳以上の親（又は祖父母）から18歳以上の子（又は孫）への贈与について、選択制により、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する制度。2,500万円の特別控除があり、それを超えた額については一律20%の税率を適用。

※上記の他、経営承継円滑化法の「非上場株式に係る贈与税の納税猶予制度」の活用を検討することも有益です。

※令和6年1月1日以後に受ける贈与は変更があります。（令和5年度税制改正 49ページ参照）

参考：贈与税まとめ

項目	暦年課税制度	相続時精算課税制度
概要	暦年（1月1日から12月31日までの1年間）毎にその年中に贈与された財産の価額の合計額に対して贈与税を課税する制度です。	将来相続関係に入る親から子への贈与等について、選択により、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する課税制度です。
贈与者	制限無し	60歳以上の者（父母又は祖父母など）
受贈者		18歳以上で、かつ、贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫
選択の届出	不要	贈与者毎に必要な （注）一度選択すれば、相続時まで継続適用。
控除	基礎控除額（毎年）：110万円	基礎控除額：110万円（毎年）（※1） 特別控除額：2,500万円 （限度額まで複数年にわたり使用可）
税率	基礎控除額を超えた部分に対して10%～55%の累進税率	基礎控除額・特別控除額を超えた部分に対して一律 20%の税率
適用手続	贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与税の申告書を提出し、納税します。	選択を開始した翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書及び申告書を提出し、納税します。
相続時の取扱い	相続税とは切り離して計算します。 （注）相続等により財産を取得する場合には、相続開始前7年以内の贈与財産は相続財産に加算（相続開始前3年超7年以内は合計100万円まで課税対象外）。（※2）	相続税の計算時に精算（合算）します。 （注）原則として、贈与財産は贈与時の時価で評価。

出典：中小企業税制令和6年版P54

参考：R5年度税制改正①

令和5年度 税制改正における変更点

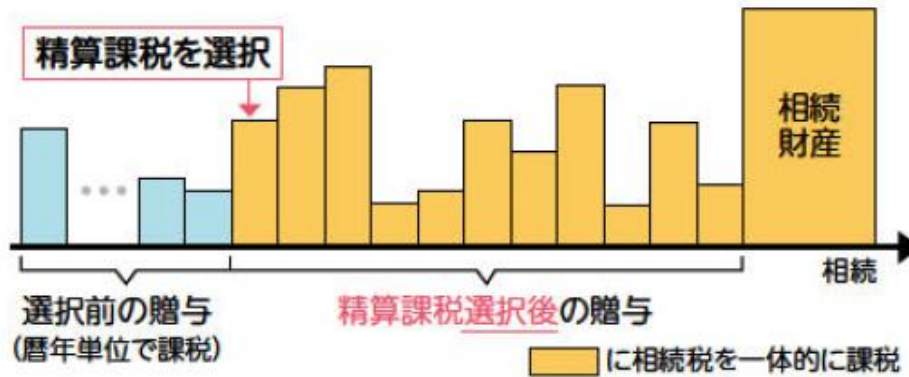
- 相続時精算課税制度について、暦年課税の基礎控除とは別途、110万円の基礎控除を創設します。
- 暦年課税において贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間を相続開始前3年間に7年間に延長し、延長した4年間に受けた贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算しない見直しを行います。

※上記見直しは、令和6年1月1日以後に受けた贈与について適用されます。

参考：R5年度税制改正②

相続時精算課税

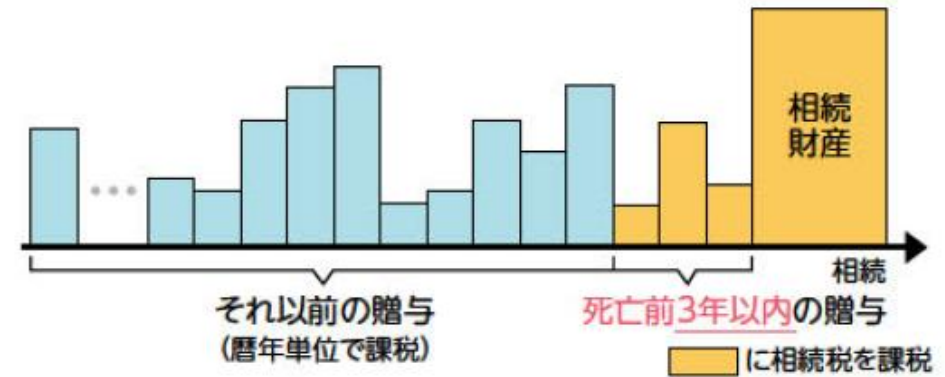
※暦年課税との選択制



改正前

- 贈与時に、軽減・簡素化された贈与税を納付（累積贈与額2,500万円までは非課税、2,500万円を超えた部分に一律20%課税）。
※暦年課税のような基礎控除は無し。
※財産の評価は贈与時点での時価で固定。
- 相続時には、累積贈与額を相続財産に加算して相続税を課税(納付済みの贈与税は税額控除・還付)。

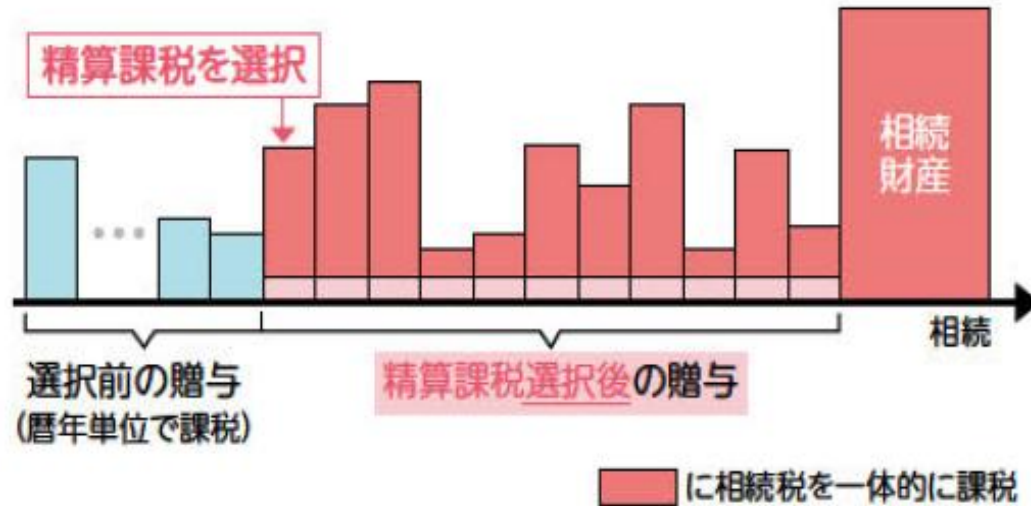
暦年課税



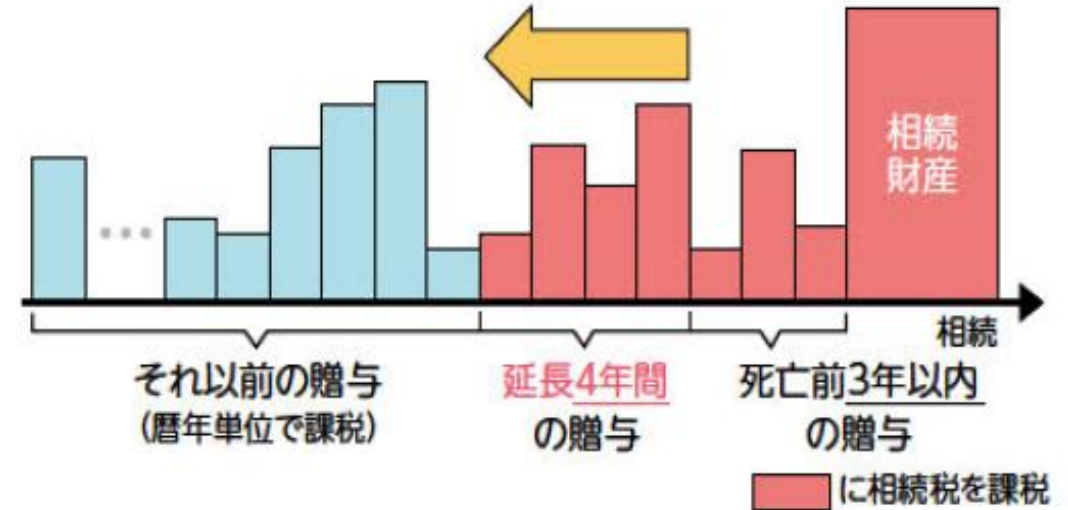
- 暦年ごとに贈与額に対し累進税率を適用。
基礎控除110万円。
- ただし、相続時には、死亡前3年以内の贈与額を相続財産に加算して相続税を課税(納付済みの贈与税は税額控除)。

参考：R5年度税制改正③

改正後



- ・毎年、110万円まで課税しない
(暦年課税の基礎控除とは別途措置)
- ・土地・建物が災害で一定以上の被害を受けた場合は相続時に再計算



- ・加算期間を7年間に延長
- ・延長4年間に受けた贈与については総額100万円まで相続財産に加算しない

6 会社法の活用

- ◆現時点で既に自社株式が分散している場合には、可能な限り買取り等を実施して、後継者に自社株式を集約します。株式を分散させないためには、定款に譲渡制限規定を設けることが有効です。

譲渡制限規定：株式の譲渡について、会社の承認を必要とする規定。

- ◆自社株式の集中や分散防止対策として、議決権制限株式、拒否権付種類株式（黄金株）、相続人に対する売渡請求等の活用も有効です。

議決権制限株式：株主総会での議決権が制限されている株式。後継者には議決権のある株式を、後継者以外の相続人には議決権制限株式を与えることで、後継者に経営権を集中することが可能となる。

拒否権付種類株式（黄金株）：特定の決議事項について拒否権を有する株式。先代経営者が黄金株を保持することで、後継者が独断専行経営を行うといった事態を防ぐことが可能となる。

相続人に対する売渡請求：相続によって株式を取得した者に対して、会社が株式の売渡請求を行い、強制的に買い取ることができる制度。

7 遺言の活用

- ◆遺言書を作成することで、後継者に自社株式、事業用資産を集中することが可能です。ただし、遺言はいつでも撤回できるため、生前贈与と比べて後継者の地位が不安定となり、遺留分の問題や遺言書の有効性をめぐるトラブルが起こることもあります。また、遺言書は相続発生後に開示されるため、当事者の思惑と異なり相続後の事業運営に支障をきたすこともあることから、計画的承継手法の推進を図ること等の取り組みが大切です。
- ◆各種遺言の中で、公正証書遺言が自筆証書遺言に比べて有効です。

自筆証書遺言：軽易な方式の遺言であり、自書能力さえ備わっていれば他人の力を借りることなく、いつでも自らの意思に従って作成することができ、手軽かつ自由度の高い制度。平成31年1月13日より、財産目録については自書しなくてもよくなり、また、令和2年7月10日より法務局における保管制度も創設され、自筆証書遺言が更に利用しやすくなる。

公正証書遺言：法律専門家である公証人の関与の下で、2人以上の証人が立会うなど厳格な方式に従って作成され、公証人がその原本を厳重に保管するという信頼性の高い制度。また、遺言者は、遺言の内容について公証人の助言を受けながら最善の遺言を作成することができ、遺言能力の確認なども行われる。

事業承継計画書作成の目的

✓後継者「あり」の場合に作成

【問題】

- 何から始めればいいのかわからない
- そもそもどんな問題があるのかわかっていない
- 後継者はいるが事業承継について話ができない



✓「早めの準備」と「計画的な取組」につなげる

- 最も苦勞するのは「経営力の発揮」と考える後継者は3人に1人以上。
- 準備（後継者の育成）にかかる期間は「5年」、「5～10年」と考える経営者は2人に1人以上。

事業承継計画書を作成した企業の声

- ✓「事業承継」が理解できた
- ✓取り組むべきこと、問題点が明確になった
- ✓漠然としていたことが文章化（見える化）できた
- ✓第三者を交えることで話しやすくなった
- ✓会社の現状を客観的に整理できた
- ✓弊社の強みを整理していただいた
- ✓後継者とじっくりと話ができることがよかった（※考え方の違いも分かった）
- ✓社長の考えが分かった
- ✓自分でも知らなかった会社の歴史が分かった
- ✓会社の方向性が明確になった（予定していた設備投資に着手することにした）
- ✓選択と集中の目標が見えた（撤退していくべき事業分野を後継者と共有できた）

事業承継計画書（完成イメージ①）

1. 会社の概要

☐ 会社概要

会社名	株式会社A
住所	●●県●●市●●1-1-1
資本金	●●百万円
従業員	●●名
業種	食品加工、販売
事業内容	フリーズドライ食品製造販売

☐ 沿革

19xx年	●●市にて先代創業
19xx年	●●氏（現経営者）が承継
19xx年	●●市に移転
20xx年	●●氏（後継者）入社予定

☐ 主要株主

株主名	保有株式数（株）	割合	備考
A氏	5,000	50.0%	
B氏	3,000	30.0%	
C氏	1,000	10.0%	
D氏	700	7.0%	
その他7名	300	3.0%	
発行済み株式数	10,000	100%	

☐ 親族関係者

氏名	年齢	続柄	備考
A氏	65	本人	
B氏	60	妻	
E氏	40	長男	
F氏	35	次男	
G氏	34	長女	

☐ 経営者資産状況等

項目	評価額（円）	備考
自宅土地		
自宅家屋		
現金		
その他		
合計		

☐ 会社財務状況

項目	金額（千円）	備考
売上高	100,000	
経常利益	10,000	
総資産	60,000	
純資産	20,000	
借入残高	30,000	

特記事項

2. 事業の分析

☐ SWOT分析

自社の強み	自社の弱み（経営課題）

事業機会	事業脅威

現状分析

3. 経営課題の整理

☐ 事業承継における経営課題の整理

課題	解決の担い手	優先度
会社 ・受託生産への属し（現在約75%）を是正し、独自製品 ・商品開発の強化。 ・独自販売先の新規開拓（含む海外展開）。	経営者 後継者 営業本部 商品開発部 JETRO	1
経営者 ・事業計画遂行に向けての事業戦略立案 ・会社・個人の資産分離 ・後継者への経営ノウハウ伝授	経営者 Aコンサルティング	3
後継者 ・経営陣とのコミュニケーションを通じて経営ノウハウ習得 ・工場勤務を通じての技術面の理解、習得 ・経営者としての役割	経営者 取締役 部長職	2

4. 円滑な事業承継への動き

後継者育成スケジュール（案）

- 年○月入社手続
- 年○月～○年○月（1年間） ○○工場勤務（工場長補佐）
- 年○月～○年○月（2年間） 営業部門、開発部部門をローテーション
- 年○月 取締役として任用
- 以降、他取締役と共に企業経営に参画し、経営手腕を鍛錬。

経営者の今後の取組スケジュール（案）

- 年○月～○年○月（1年間） 会社・個人の資産分離
- 年○月～ 保有株式の暦年贈与開始
- 分散した少数株式の集約

その他スケジュール（案）

- 年○月～○年○月（2年間） 新製品開発期間

課題・スケジュール

中小機構のサイトからダウンロードも可能→<https://www.smrj.go.jp/sme/succession/succession/supporter/>

事業承継計画書（完成イメージ②）

5年版計画書

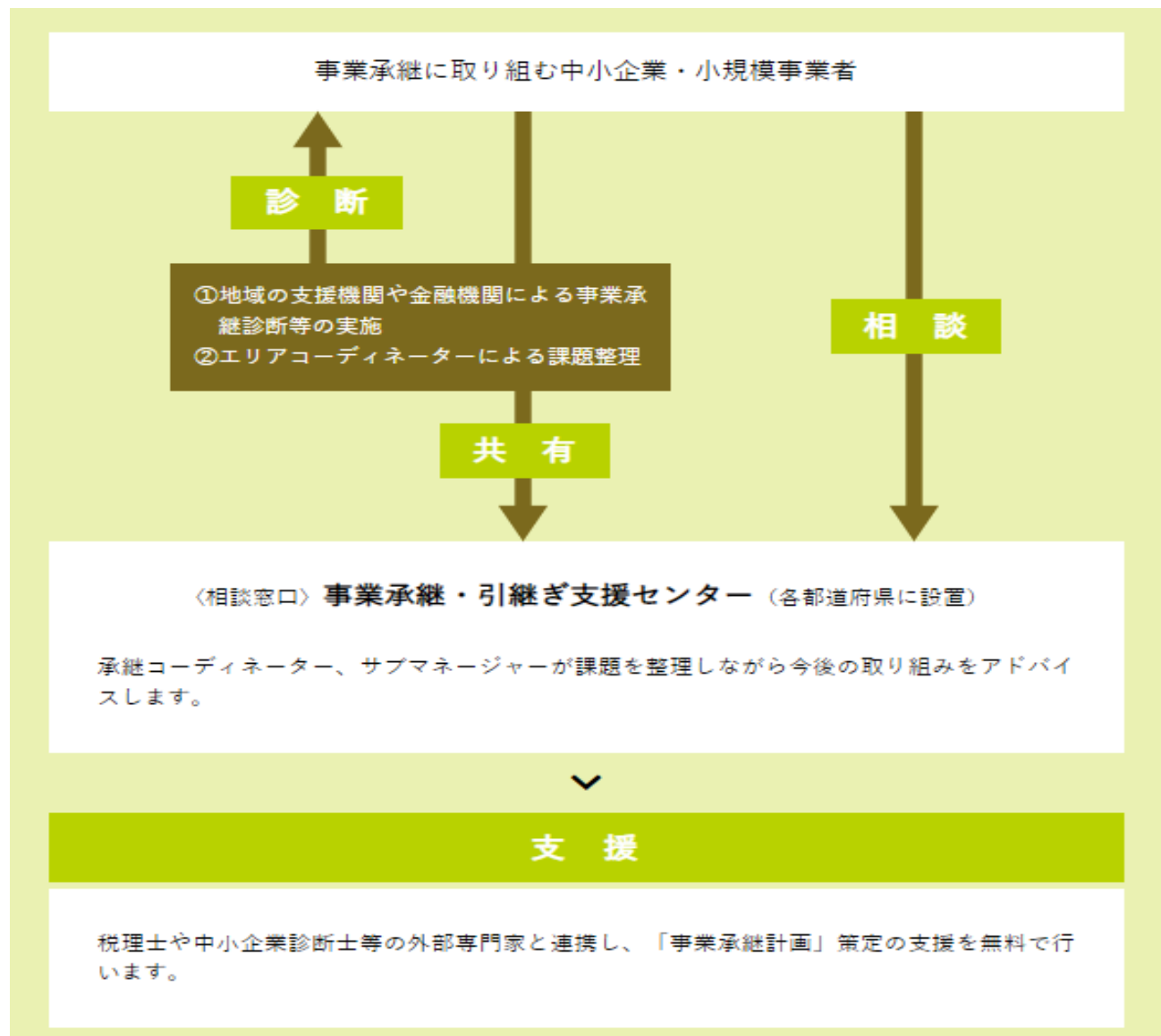
社名		中小株式会社		後継者		親族内・親族外	
基本 方針	[基本方針] ① 中小次郎から、長男一郎へ親族内承継。 ② 3年目に社長交代。（代表権を一部に譲り、太郎は会長に就任、5年目に完全に引退。） ③ 5年間のアドバイザーを弁護士と税理士に依頼する。						
項目		現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
事業 計画	売上高	8億円			8億5千万円		9億円
	経常利益	3千万円			3千2百万円		3千5百万円
会社	定款・ 株式・ その他		相続人に対する 売却強し請求の導入			他の親族から 金庫株取得	
	年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
	役職	社長			会長	相談役	引退
	関係者の理解		家族会議 社内への計画発表	取引先・ 金融機関に紹介	役員の刷新（注1）		
現 経 営 者	後継者教育	後継者とコミュニケーションをとり、経営理念、ノウハウ、ネットワーク等の自社の強みを承継					
	個人財産の分配				公正証書 遺言作成		
	持株（%）	70%	60%	50%	0%	0%	0%
	毎年贈与（暦年課税制度）						
	年齢	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳
	役職	取締役	専務		社長		
後 継 者 教 育	社内	工場	本社管理部門 営業				
	社外	外部の研修受講	経営革新塾				
	持株（%）	0%	10%	20%	70%	100%	100%
	毎年贈与（暦年課税制度）				事業承継税制	納税済予	
補足		・3年目の贈与時に事業承継税制の活用を検討 ・遺贈分に配慮し遺言書を作成（配偶者へは自宅不動産と現預金、次男・長女へは現預金を配分）。 ・一部以外の株主（次男・長女）の保有株式を金庫株取得することで均衡を図る。					

10年版計画書

社名		中小株式会社				後継者		親族内		親族外			
基本方針	① 中小太郎から、長男一郎への親族内承継 ② 5年目に社長交代（代表権を一部に譲り、太郎は会長へ就任し10年目には完全に引退） ③ 10年間のアドバイザーを弁護士と税理士に依頼												
	項目	現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
事業計画	売上高	8億円					9億円					12億円	
	経常利益	3千万円					3千5百万円					5千万円	
会社	定款・株式・その他		相続人に対する売却請求の導入						親族保有株式を配当優先株式化				
現経営者	年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	
	役職	社長					会長			相談役		引退	
	関係者の理解	家族会議	社内へ計画発表		取引先・金融機関に紹介		役員の刷新						
	後継者教育	後継者とコミュニケーションをとり、経営理念、ノウハウ、ネットワーク等の自社の強みを承継											
	個人財産の分配						公正証書遺言作成						
	持株（%）	70%	65%	60%	55%	50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
		毎年贈与（暦年課税制度）						事業承継税制					
	年齢	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳	
	役職		取締役			専務	社長						
	後継者教育	社内	工場	営業部門	本社管理部門								
経営者とコミュニケーションをとり、経営理念、ノウハウ、ネットワーク等の自社の強みを承継													
後継者	社外	外部の研修受講	経営革新塾										
	持株（%）	0%	5%	10%	15%	20%	70%	70%	70%	70%	70%	70%	
補足	毎年贈与（暦年課税制度）												
	納税予定												
補足		・5年目の贈与時に事業承継税制の活用を検討。 ・遺贈分に配慮して遺言書を作成（配偶者へは自宅不動産と現預金、次男・長女へは現預金を配分）。 ・一部以外の株主（次男・長女）の保有株式を配当優先株式化することで均衡を図る。											

【注】計画の実行にあたっては専門家と十分に協議した上で行ってください。

事業承継計画作成支援のしくみ



【条件】

- ・親族承継、役員・従業員承継
- ・事業規模：中小企業基本法の範囲
※法人・個人問わない
- ・計画に対して現経営者と承継者の合意が必要

【事業承継計画の作成支援】

- ・外部専門家派遣（最大5回まで）
- ・策定にかかる費用は無料

外部専門家として登録するには

1. 専門家登録専門家登録（HP用）
2. 専門家登録申込書
を提出

https://shoukei.smrj.go.jp/relative_inherited_support.html